

山梨県公報

第二千七百五十四号

平成二十九年

十二月十八日

月 曜 日

目次

○保安林の指定施業要件の変更	七七一
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件)	七七一
○建設業法に基づく監督処分	七七三
○公共測量の実施(三件)	七七三
正 誤	七七三
○平成二十九年十一月二十七日付け第二千七百四十八号中	七七四

告示

山梨県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(国有林。次の図に示す部分に限る)、北杜市(次の図に示す部分に限る)。
 - 保安林として指定された目的 火災の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小見見字大倉五八〇六から五八〇九まで	羽田治久

保安林として指定された目的 水源の涵養

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十一月十三日農林水産省告示第七百二十七号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市笹子町黒野田字梅ヶ久保二三六の六一、二三三六の六二、字米沢四五七の一四八、四五七の一四九、四五七の一五七	天野和喜
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の一、字千万歳一六一二の一、字米沢四五七の一、四五七の一（次の図に示す部分に限る。）	天野忍
大月市笹子町黒野田字梅ヶ久保二三六の三二、字米沢四五七の一二五、四五七の二四	天野喜幸
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の三六、八六七の四六、八六七の四七、字米沢四五七の二二五	雲藤舞
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の四四、八六七の四五、八六七の六七、八六七の七三、字米沢四五七の一七一、四五七の二一五、四五七の三四、四五七の八五	奥山光美
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一四、四五七の九三	天野宇吉
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の九七、字米沢四五七の一二八、四五七の一九五、四五七の二〇三、四五七の二〇五、四五七の二〇九、四五七の二一〇	天野光造
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の二九	天野幸
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の一五、字千万歳一六一二の六三から一六一二の六五まで	天野弘
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の一〇一、八六七の六〇、八六七の六二、八六七の七〇、八六七の八五、字千万歳一六一二の一〇五、一六一二の四三、一六一二の四四、一六一二の七四、字梅ヶ久保二三六の二六、二三六の五九、二三六の六〇、字米沢四五七の一六九、四五七の一七〇、四五七の一八八、四五七の一九四	天野伸一
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一〇九、四五七の一五五、四五七の一五〇、四五七の一五二、四五七の一五三、四五七の一六二	天野千代子
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の七一、字梅ヶ久保二三六の二七、字米沢四五七の一〇四、四五七の六九	天野只平
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の七三	天野鶴雄
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一七三	天野定雄
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の六四	天野武光
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一一二	天野禮二郎
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の三〇、字千万歳一六一二の二〇、一六一二の二八、一六一二の九三、一六一二の九五、一六一二の九七	平井仁
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の四八	平井利一
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の三五	林正夫
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の二七	鈴木其治

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十一月十三日農林水産省告示第千七百二十八号

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を韮崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
韮崎市旭町上條中割字山田二三四七	笹本英郎

二 保安林として指定された目的 水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十一月二十七日山梨県告示第三百五十九号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十九年十二月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 風間建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町市部五百二十二番地

3 代表者の氏名 風間純哉

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第一二〇七号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人

（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月十七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により小菅村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）

二 測量の地域 小菅村の一部

三 測量の期間 平成二十九年十二月六日から平成三十年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）

二 測量の地域 北杜市武川町柳澤地内

三 測量の期間 平成二十九年十二月八日から平成三十年三月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中日本高速道路株式会社八王子支社大月保全・サービスセンターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 甲州市勝沼町

三 測量の期間 平成二十九年十二月十一日から平成三十年一月三十一日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十九年十一月二十七日（第二千七百四十八号）公布山梨県告示第三百六十五号（建築基準法に基づく道路位置指定）

七四七	下	終わりから	笛吹市春日居町別田字永塚	笛吹市春日居町別田字花櫻
十		花櫻町		町